

に聴く



弁護士 宮澤俊夫

115

パワハラ訴訟で勝つ

1、誤ったパワハラ概念

（なんでも「パワハラ」）
世間一般の人々が誤解している法律知識に「パワハラ」があります。上司からちょっと不愉快なことを言われただけでも「パワハラを受けた」と言って騒ぐ傾向があります。（会社側もその程度でパワハラと考える人がいるため、従業員からパワハラだと言われると、それだけで動搖してしまう。

提起してくる者もあります。しかし、上司からパワーハラスメントを受けたとする損害賠償請求が認められるためには、上司と部下とのその言動に至る一連の経緯が詳細に認定され、部下の人格権侵害があつたと認められるようなものでなければなりません。

最近私が使用者側から依頼された担当した訴訟事件を紹介します。

2、事案の概要

観光協会に一年契約で雇用されます。社会保険労務士や弁護士のなかには、この類型をあたかも法律件のように捉え、上司の片言隻語をこの類型に当てはめて訴訟

効であるとして、雇用契約上の地位確認等を求めて訴訟提起しました。Xが主張するパワハラ行為は、

①過大な業務命令

②過少な業務命令

③業務内容の不告知

④配置転換の不告知

⑤退職拒否をしているのに退職勧奨を継続した

紙幅の関係から詳細を記述できませんが、私は、協会におけるXの地位、Tが事務局長に就任して以降これまで曖昧であった各職員の業務を見直すようにしたこと、Xに求められていた業務役割、Xはパート職員がやっているレジ業務、接客業務程度の仕事しかできず、組織運営にかかる業務を行わせようとしても、「自分にはできない」と答えるのみであつたこ

3、名古屋地裁半田支部

令和五年六月一九日判決

(1) 原告は、Tが原告から業務を取り上げておきながら業務を行わないことを理由として何度も退職勧奨をし、原告による退職拒否を取り合わず、違法な退職勧奨をされ続けたことがパワーハラスメントに該当する違法な行為である旨主張する。

(2) 原告は、上司としてパート職員に指示を出さず、上司らしい対応を取らず、商品のディスプレイ等がパート職員の現場での判断で変えられるといった混乱が生じたため、販売商品やパンフレットの配置の管理者がG職員に交代とな



と、他の職員がXに替わって業務を引き受け残業せざるを得ない状態が続いていること等を詳細に主張立証しました。

裁判所は、私の主張を全面的に認め、原告Xの右のような主張を全て、パワーハラスメントに該当する違法な行為であるとはいえないとして排斥しました。

紙幅の関係から、その全てを掲載できませんので、退職勧奨がパワハラであるとする原告の主張に対する、判決要旨のみを、以下に掲載します。

Xが「フルタイム職員に対し、フルタイム職員として求められる仕事をしてほしい旨求められた」と認められるようなものでなければなりません。

シングルな仕事しかできない」と話したため、Tは「頑張つてしまいが無理ならば、パートになるか辞めるか」と述べ、原告がフルタイム職員のまま在籍したいのではれば原告に求められることを、具体例を示しながら説明しており、退職勧奨のみをしているとはいえない。また、原告に対し陶磁器会館で就労することを打診しており、これら一連の経過を見ると、退職勧奨のみを意図していたとはいえない。

したがって、Tによる面談等は、パワーハラスメントに該当する違法な退職勧奨とはいえない。

（愛知労働局労災法務専門員）
イラスト・源 安孝